

— 目次 —
CONTENTS

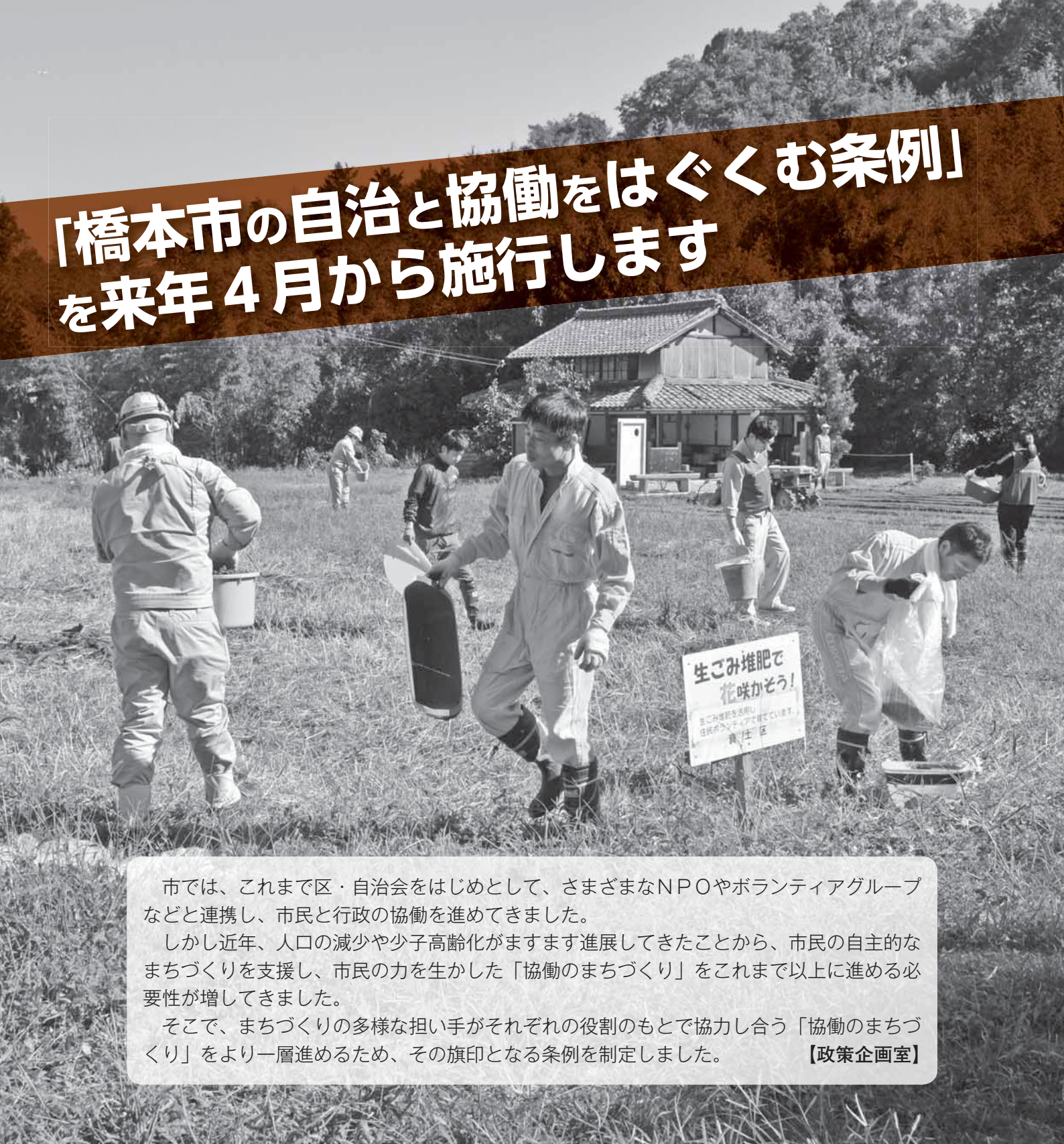
- 3 特集
自治と協働をはぐくむ条例
- 8 特集
平成29年度 決算報告
- 12 特集
つなげよう みんなの笑顔
- 14 情報ワイド
▶和歌山県知事選挙のお知らせ
▶マイナンバーカード
▶すこやか橋本 まなびの日
▶ねんりんピックリハ大会 など
- 20 情報ひろば
- 28 タウン情報
- 29 子育てぱーく
- 30 本のひろば
- 31 健康カレンダー
- 32 フォトトピックス

今月の表紙



市民協働による、あやの台小学校での見守り活動の様子。このたび、橋本市の自治と協働をはぐくむ条例を制定しました。

「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」
を来年4月から施行します



市では、これまで区・自治会をはじめとして、さまざまなNPOやボランティアグループなどと連携し、市民と行政の協働を進めてきました。
しかし近年、人口の減少や少子高齢化がますます進展してきたことから、市民の自主的なまちづくりを支援し、市民の力を生かした「協働のまちづくり」をこれまで以上に進める必要性が増してきました。
そこで、まちづくりの多様な担い手がそれぞれの役割のもとで協力し合う「協働のまちづくり」をより一層進めるため、その旗印となる条例を制定しました。 【政策企画室】

今月のかけ橋人
柿 × 橋本人



柿農家
大原 康平さん (胡麻生)

平成26年に会社員から転職して、柿の栽培を始めました。いつも近くに農業の大先輩の父がいるのでとても助かっています。
柿農家は経営が苦しいのではとされていますが、コスト管理や無駄の改善、販売方法の見直しなどで商売として成り立つようにし、一企業としてやっていくため株式会社にもしました。企業化により、健康保険や年金など福利厚生が充実し、新卒者などの人材確保につながります。
橋本は柿が特産品。橋本の柿は日本一なので、その日本一を守りながら、将来息子が自ら、柿農家を継ぎたいと言ってくれるのが夢です。

来年4月に
施行します！

今年3月、条例作成に向けた素案について諮問していた「橋本市自治基本条例策定委員会」から答申を受け、市の内部で検討した後、パブリックコメントを実施した上で条例案をまとめ、9月議会に提案しました。その結果、「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」として可決され、10月に公布しました。
これから市民の皆さんに十分な周知をしながら、平成31年4月の施行に向けて取り組みます。

はぐくむ条例って？

「協働のまちづくり」に取り組むための基本的な考え方やルールなどを定めたものが「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例（略称…はぐくむ条例）」です。
この条例のもと、あらゆるまちづくりの担い手が、それぞれの強みを生かして協働し、ともに橋本市をはぐくんでいきたいと考えています。